　伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

　　令和５年３月２３日

伊万里市長　深　浦　弘　信

伊万里市条例第７号

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和４８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第２条第１号中「満１５歳」を「満１８歳」に改める。

第３条第１項中「保護者」の次に「（当該子どもが成年に達した場合にあっては、当該子どもの保護者又は当該子ども）」を加え、同条第２項第２号中「第１号対象者以外の子どもの保護者」を「子どものうち満６歳に達する日以後の最初の４月１日から満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者の保護者」に改め、同項に次の１号を加える。

⑶　第３号対象者　第１号対象者及び第２号対象者以外の子どもの保護者又は当該子ども

第４条第１項を次のように改める。

第４条　市長は、助成対象者が保険医療機関等において子どもに係る保険給付を受けた場合は、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、それぞれ１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第７条において「助成すべき額」という。）を助成するものとする。

⑴　第１号対象者　一部負担金に相当する額

⑵　第２号対象者　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　入院及び入院外　一部負担金に相当する額から１，０００円（一部負担金に相当する額が１，０００円に満たない場合は、その額）を控除した額

イ　調剤　一部負担金に相当する額

⑶　第３号対象者　入院に係る一部負担金に相当する額から１，０００円（入院に係る一部負担金に相当する額が１，０００円に満たない場合は、その額）を控除した額

第５条第１項中「この条例による助成対象者は、規則の」を「助成対象者が子どもの医療費の助成を受けようとするときは、規則で」に、「登録をし、受給資格証の交付を受けなければならない」を「登録の申請をしなければならない」に改め、同条第２項中「助成対象者」を「受給資格証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は、前項の申請があった場合において、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、第１号対象者及び第２号対象者に対し受給資格証を交付するものとする。

第６条中「満１５歳」を「満１８歳」に改める。

第７条を次のように改める。

（助成の方法）

第７条　市長は、助成対象者が第５条第３項の規定により指定保険医療機関等に受給資格証を提示し子どもに係る保険給付を受けた場合は、助成対象者に代わり、当該指定保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、それぞれ１月につき、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を当該指定保険医療機関等の請求に基づき、当該指定保険医療機関等に支払うものとする。

⑴　第１号対象者　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　入院　助成すべき額から１，０００円（助成すべき額が１，０００円に満たない場合は、その額）を控除した額

イ　入院外　助成すべき額から１回の受診につき５００円（助成すべき額が５００円に満たない場合はその額とし、同一月に２回を限度とする。）を控除した額

ウ　調剤　助成すべき額

⑵　第２号対象者　助成すべき額

２　前項の規定による支払いがあったときは、第１号対象者又は第２号対象者に対し助成を行ったものとみなす。

３　市長は、第１号対象者の申請に基づき、第１項第１号により助成すべき額から

控除した額を当該第１号対象者に助成するものとする。ただし、当該第１号対象者の死亡等により申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認めた者が申請するものとする。

４　市長は、前項に定めるもののほか、助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金若しくは医療費の全額を負担した場合は、助成対象者の申請に基づき、助成すべき額を当該助成対象者に助成するものとする。ただし、当該助成対象者の死亡等により申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認めた者が申請するものとする。

５　前２項の申請は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して１年以内に市長に申請するものとする。

第８条中「前条第３項」の次に「又は第４項」を加え、「規定に基づき」を削る。

第９条第２項中「第７条第３項」の次に「又は第４項」を加え、「規定による」を削り、「この条例に定める助成をしないものとする」を「その限度において助成をしないものとする」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正）

３　伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和５５年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「（昭和５７年法律第８０号）」を削る。

第７条第２項中「翌月末日までに」を「翌月の初日から起算して１年以内に」に改め、同項ただし書を削る。